

## みやの環境創造提案・実践事業交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市の交付するみやの環境創造提案・実践事業交付金（以下「交付金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、環境創造基金を活用し、環境創造に関する課題解決のため、学生等が地域と交流・連携しながら、柔軟で斬新な発想をもって課題解決の方策を提案し実際に実践する活動に対し、その活動に要する費用を支援することにより、新たな環境課題の解決策の創出と実践を通じた学生等の次代を担う若者の人材育成を図ることを目的とする。

### (交付金対象事業)

第3条 交付金の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 本市の環境創造に資する取組であること。
- (2) 市内を中心に活動する取組であること。
- (3) 地域と交流・連携しながら、環境課題を解決しようとする取組であること。
- (4) 先進的かつ先駆的で、他の地域等のモデルとなる取組であること。

2 対象事業のうち、本市の他の制度による補助金等を受ける事業は、前項の規定にかかわらず交付対象としない。

### (交付対象団体)

第4条 交付金の交付を受けられることができる団体は、学生の活動を指導・監督する教員等が参加している市内で活動を行う団体であって、次の各号のいずれかに該当する団体とする。ただし、政治活動・宗教活動若しくは営利事業を目的とする団体は対象外とする。

- (1) 市内の高等学校、専門学校、大学等の教育機関（以下「高等学校等」という。）に在籍する学生が所属する、5名以上で構成される団体
- (2) 市外の高等学校等に在籍し、市内に在住する学生が所属する、5名以上で構成される団体

### (交付対象経費等)

第5条 交付金の交付対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、別表に定める交付対象事業の活動に要する費用とする。ただし、団体の管理運営及び備品購入に係る経費等を除くものとする。

2 交付金の額は、交付対象経費のうち、本市以外の制度による補助金等の額を控除した額とし、1回の交付につき、予算の範囲内で10万円を限度とする。

3 交付金の支払は、概算払によるものとする。

4 交付金の交付は、1つの対象事業につき、2回を限度とする。

(交付の申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動に要する経費に係る収支予算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 申請者は、交付金対象事業が完了したときは、市長が定める期日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 活動に要する経費に係る収支決算書
- (2) みやの環境創造提案・実践事業実績報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付金の額の確定等)

第8条 市長は、前条各号の書類を受理した場合、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る交付対象事業の成果が交付金の交付決定内容等に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、第5条第3項の規定により交付した額を上限として交付すべき交付金の額を確定する。

2 前項の規定により確定した交付金の額が、第5条第3項の規定により交付した額に満たないときは、期限を定めてその満たない額を返還させるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

制定文（平成26年4月1日告示第160-14号）

平成26年4月14日から適用する。

別表（第5条関係）

報償費	講師等謝礼，調査・研究の報償等
旅費	交通費，通行料等
消耗品費	図書費，文具類，材料等
印刷製本費	チラシ等印刷代，コピー代等
通信運搬費	郵便料，通信料，宅配料，
保険料	傷害保険料，損害賠償保険料等
委託料	警備委託料，催し物等会場設営委託料等
使用料及び賃借料	催し物等会場使用料，機器・物品・車両の使用料等
その他の経費	その他市長が認める経費